令和2年8月に都知事に提出した要望書の回答が、東京都から都議会各会派を通じて届きましたので報告いたします。

総合評価制度の拡充について

要望内容

を設定していただきたい。に加えて、設備管理も含めビルメンテナンス業すべてに価格点上限に 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務

都の回答

踏まえ、今後検討していきます。 (所管部 財務局)業務については、業務ごとの上限設定の必要性や配点バランス等を価格点の上限設定を適用している建物清掃及び警備・受付以外の

要望内容

都の回答

項目としており、環境マネジメント等の項目や障害者雇用の項目な札者決定に当たり考慮することが要請される項目などを政策的評価的をサポートするという観点から、個別の法令により公共調達の落総合評価においては 、公共調達のプロセスにおいても都の政策目

していきます。 (所管部 財務局)もあり、総合評価の加点項目に設定することについて、慎重に検討で指摘の項目については、政策的評価項目には馴染みにくいもの

どについて設定項目例として定めています。

要望内容

加についてご検討いただきたい。 の活用を考えておられますが、個別の発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは、期間や経費等を要するなど、現実的で業協同組合を設立するのは、期間や経費等を要するなど、現実的で の活用を考えておられますが、個別の発注案件に対応するために事

都の回答

営業種目ごとに分離分割発注を行っていますが、規模が小さく分割東京都では、原則として、建物清掃、電気・暖冷房設備保守等、

に応じて検討を行っていきます (所管部 財務局)されており、また履行上の問題も確認されていませんが、今後必要これまでのところ、総合建物管理案件については、競争性が確保数の営業種目を合わせたいわゆる総合建物管理を行っています。することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複

要望内容

(4) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要との要望に対し、(4) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要との要望に対し、(4) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要との要望に対し、

都の回答

きでできることは引き続き努力していきます。 (所管部 財務局) きでできることは引き続き努力していきます。 (所管部 財務局) を行うのが困難なケースも想定されますが、総合評価方式を適用する案件については、準備契約の案件の中で優先的に手続きを進め、の運用より一定程度長く設定するなど、柔軟な対応に努めています。 事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として事業所を 事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として事業所を

導入する場合の協議について 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を

要望内容

の参考にすることなく、毎年度、公共工事設計労務単価、建築保全() 予算の積算にあたっては、前年度の落札金額を次年度の予定価格

めていただきたい。 業務労務単価など、最新の単価に基づく、施設管理予算の確保に努

の契約変更を認めていただきたい。旧労務単価に基づき積算し契約した案件については、新労務単価へ設計労務単価」と同じ職種の単価で積算していただきたい。また、設計労務単価だけでなく、軽作業員、設備機械工にも「公共工事なお、建築保全業務に係る「技能労働者」の労務単価は、公園清

都の回答

庁内に周知徹底しています。合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に積算することを積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に定価格の設定に当たっては、公共工事設計労務単価、維持保全業務建物管理や清掃委託などの人件費割合の高い労働集約型業務の予

容を踏まえ検討していきます。 (所管部 財務局)を認めておりますが、他案件への適用については、各案件の積算内公共工事設計労務単価を使用している一部の案件について契約変更また、新労務単価への契約変更については、現在委託案件では、

要望内容

者の提案内容の審査能力などを一層向上していただきたい。(2) 予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業

都の回答

踏まえ、適正な積算に努めています。 (所管部 財務局)予定価格については、各局おいて、労務単価や物価の動向などを

要望内容

(3) 政府は今年度の「国等の契約の基本方針」策定にあたり、警備業(3) 政府は今年度の「国等の契約の基本方針」策定にあたり、警備業(3) 政府は今年度の「国等の契約の基本方針」策定にあたり、警備業

都の回答

動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。 (所管部 財務局)一律の契約変更は予定しておりませんが、引続き、労務単価や物価ののある最新の労務単価を基に予定価格の積算を行っており、案件ごとのある最新の労務単価を基に予定価格の積算を行っており、案件ごと金業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性都では、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保

要望内容

に見込んだ予定価格を設定していただきたい。6年10月より「51人以上」となりますので、社会保険相当額を適正年金加入が義務付けられ、令和4年10月より「101人以上」、令和⑷ 年金改革法の成立に伴い、短時間労働者(週20時間以上)の厚生

都の回答

切に積算に含まれております。 (所管部 財務局)を踏まえ、適正な積算に努めており、法定福利費は、これまでも適予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向など

要望内容

都の回答

行っていきます。 影響、適用すべき業務分野の範囲等の課題があり、引き続き検討を容が多岐に亘っていることから、積算基準を共通化することによる番低制限価格制度の導入については、業務委託は一般的に委託内

要望内容

半分以上の契約書の写しを添付させることを要望します。付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上のぐため、工事経審のように決算報告書と共に確定申告書の写しを添入札参加申請の際の等級(A、B、C)に関し、不正な申請を防

都の回答

直近の決算年度の財務諸表等に基づき行っています。入札参加資格の等級決定においては、申請日現在で確定している

こととしています。申請後に必要がある場合には申請内容を確認できる書類を求める

(所管部 財務局)資格審査に必要な書類については、今後とも検討してまいります。

要望内容

能力がない業者の参加を防いでいただきたい。(②)業者指名の段階で、適正な履行能力を十分に審査し、適正な積算

都の回答

ています。 (所管部 財務局)容に適した専業性及び技術的適性、過去の履行成績等を踏まえて行っ加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内

要望内容

出を求めていただきたい。 法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳)の提3 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料(直接人件費、

都の回答

都が発注する委託等の案件については積算資料の提出を全ての案

を行う必要がある場合には、 件を対象としては求めておりませんが、低価格等、 個別の対応を行っています。 積算内容の確認

(所管部 財務局

(4)ことを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用 保険適用状況に関する提出が容易な資料の提出を求めるなど、会社 の遵守等を促がす取り組みを進めていただきたい。 としての保険加入だけでなく、個々の従事者の保険加入や最低賃金 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合している

都の回答

ことは認識しており、財務局契約第二課発注の案件については、社 権限もありません。しかしながら、未加入者への対応が重要である 発注者双方に大きな負担となり、実務上困難であり、また都にその 会保険加入を入札参加条件とするなど、加入促進に努めています。 都が登録事業者やその従業員全ての加入状況を確認することは受

(所管部 財務局

(5)

要望内容

履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求 めるなど、確実に履行させる取り組みを進めていただきたい。 に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切

都の回答

査事項により審査しています。 本額などの客観的審査事項と営業種目ごとの売上高による主観的審 事業者の経営力については、資格審査時に年間総売上高、 自己資

案件でも、業務内容に応じて、入札参加に必要となる条件を付する 総合評価方式を適用することができることとしており、それ以外の とにより、適正な履行の確保を図っています。 また、技術力など価格以外の要素を考慮する必要がある案件では (所管部 財務局

要望内容

(6) したい。 備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の徹底をお願 いて引き続き検討していただきたい。令和元年12月に発表された「準 業務委託の品質の向上を図るため、 評価結果の一般への公表につ

都の回答

認識することが品質の向上につながると考えることから、 は評価結果の一般への公表を考えていません。 者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者 に対して通知することとしております。受託者が自身の評価結果を 業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望 現時点で

優遇措置の差別化を図っています。 領を改正し、優良事業者の対象を従前からの「A」に加え、「B」 名することができるとしています。平成3年4月1日に当該実施要 で拡大し、より優先的に指名できる事業者の拡大を図っています。 なお、 また、業務委託成績評定実施要領では、優良事業者は優先的に指 同じ優良事業者である「A」と「B」との間においても、

な措置を行っております。 一方で、履行不良な業者についても、 入札参加から外す等、 適正

知・徹底は引き続き行っていきます。 また、「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の周 (所管部 財務局)

匹 障害者雇用の促進について

要望内容

(1) 対象となる等級の拡大を図っていただきたい。 たい。その際、障害者雇用に積極的な業者がより参加しやすいよう。 雇用の促進のための有益な取り組みであるので、 障害者雇用促進モデル入札を1年で廃止してしまったが、 復活していただき 障害者

都の回答

障害者雇用促進モデル入札は、 法定雇用率を達成していることを

率を加点対象とした資格審査を行っており、取り組みは継続してい 29・30年度入札参加資格定期受付から新たに、客観的審査事項の 契約において試行実施したものですが、この趣旨を引き継ぎ、平成 入札参加要件とし、一部の業務委託案件を対象に、平成28年度準備 つとして障害者実雇用率を加点の対象とする取組を開始しています。 その後、平成31・32年度定期受付以降も、引き続き障害者実雇用

る事業局と連携して検討を進めていきます。 また、障害者雇用の促進にあたっては、モデル事業等を、関係す (所管部 財務局

要望内容

(2)まであるため、配点率の変更による、障害者雇用の比重の拡大を図っ ていただきたい。 段階的に加点する仕組みを導入いただきましたが、上限が5点のま 入札参加資格定期受付の際の審査事項の障害者雇用率について、

都の回答

討していきます。 達成状況や資格審査における格付上のあり方等を勘案しながら、検 障害者雇用点数の引き上げについては、登録事業者の法定雇用率 (所管部 財務局

要望内容

(3) なる仕組みづくりを検討いただきたい。 価制度における政策評価項目以外でも、 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、 障害者雇用率が加点要素と 総合評

都の回答

らなる推進を通じて活用を図っていきます。 の資格審査において引き続き採用するとともに、 障害者雇用率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時 総合評価方式のさ (所管部 財務局

要望内容

(4)者雇用率に加えて、障害者の就労を明記する案件の新設等について 障害者の雇用と就労の場を拡充するため、入札要件における障害

検討をお願いしたい。

都の回答

を進めていきます。 の是非や対象案件の抽出基準等について事業所管局と連携し、検討 るべきものでありますが、「障害者の就労を明記する案件」は、 ご要望の趣旨については、本来、障害者雇用政策の中で整理され (所管部 財務局)

新型コロナウイルス感染対策について

要望内容

五

知にて、工事に関し感染症対策費を発注者が負担するよう通知が発 出されているが、東京都においても通知の趣旨を徹底して頂きたい。 また同年4月20日には、国交省から都道府県・政令指定都市宛て通 て」にて、原材料・輸送費等の適切な予定価格の見直しを行うよう、 「新型コロナウイルス対策事業者に対する官公需における配慮につい 令和2年3月3日中小企業庁から各府省及び各都道府県知事宛て

都の回答

周知を図っています。 中小企業庁及び国土交通省発出の通知については、すでに庁内に

知の発出を行っています。 策に伴う契約手続について、適切な対応をとるよう各局に様々な通 そのほか、国からの通知を踏まえ、都においてもコロナ感染症対 (所管部 財務局

要望内容

(2)例がありました。業界全体として、依然マスクの入手自体が厳しい があり、マスク高騰によるマスク不足を理由に不可能と返答した事 しての着用指示であれば、東京都 (行政・外郭団体)の負担にて準 マスクを着用させておりますが、新型コロナウイルス感染症対策と 状況であり、通常の咳エチケット対策の範囲であれば事業者負担で 施設担当者から、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請 新型コロナウイルス感染対策として、東京都及び都の外郭団体の

置についても同様に発注者側の費用負担でお願いしたい。 備していただきたい。また、 従業員用を除くアルコール消毒液 の設



います。 受発注者協議の上契約変更等により適切に対応することを周知して きものと考えます。また契約後追加で感染症対策が発生する場合は 仕様書等に記載することとしており、必要な経費は積算上考慮すべ 新型コロナ感染症対策については、 あらかじめ見込まれる場合は

るところです。 組を推進するよう、 なお、 東京都政策連携団体等に対しても、都の対応を踏まえた取 団体を所管する各局等を通じて情報提供してい (所管部 財務局)

要望内容

(3)員の従来水準の賃金を保証しなければならなくなります。 の人員不足の事態に陥ります。結局、離職をくい止めるには、 ら従業員が退職することも考えられ、 とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成 管理費の削減が言い渡された例があります。業務縮小や閉鎖を理由 団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖が起き、それに伴う 労働基準法に基づく支払賃金 (6割) では生活が困難であることか 金」には上限があるため、 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、東京都施設(外郭 事業者が補償負担をすることになります。 施設の利用が再開された場合

ないようお願いします。 雇用を守るため、契約額の減額、 の利用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の 感染症拡大を理由に東京都施設 (外郭団体が管理する場合を含む 解約等の不利益な取り扱いを行わ

しては減額されない業種とされております。 位置付けられ、インフラ産業として、 テナンスは「保健衛生の保護にとって必須サービスの提供業種」と なお、 EU (欧州連合) はロックダウンした場合でも、 出勤の認定、 縮小・閉鎖に関 ビルメン

都の回答

委託料は、 契約の履行の対価として支払われるものであり、

施設

の閉鎖等により業務が行われなかった場合にまでお支払いすること 策等の施策として別途議論されるべきものと考えます。 共団体と契約をした事業者だけでなく、他の事業者を含め、 はできません。コロナ感染症拡大防止措置に伴う事業者の支援は公 労働政

委託者・受託者間の協議等により適切に対応していきます。 なお、コロナ感染症対策に係る新たな業務などが発生した場合は、

所管部 財務局

要望内容

(4)

も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定され 責務として事業を行わなければなりません。PCR検査の実施拡大 者を派遣する場合、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を 新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施 感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事

脅かす事態も想定されます。 受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を 設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によっ て積算がなされており、リスクや責任に相応した額になっていませ しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては、 今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、 他の施

染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、 を考慮した契約金額の割り増し等 (特殊勤務手当)が必要です。 の管理を受託する事業者に対する特別な補償、 務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理 いただくようお願いします。 東日本大震災時の除染作業と同様、 作業の危険度に対する特殊 補助、 助成等を設定

都の回答

えます。 約ではなく、 を踏まえ適正に行っておりますが、補償・補助・助成等は個別の契 予定価格の積算に当たっては、実際に行う業務内容や施設の特件 労働政策等の施策として別途議論されるべきものと考

(所管部 財務局)